

市営斎場指定管理者公募に係る質問及び回答一覧

No.	募集要項及び仕様書等の該当項目	質問内容	回答
1	募集要項5P 8施設の管理運営(2)管理における基準⑤リスク分担	物価変動人件費に係るものにおいては、協議事項とありますが、その基準となる指標はございますか。(最低賃金の上昇率、物価指数等)	こちらから具体的にお示しする基準となる指標はございません。
2	募集要項5P 8施設の管理運営(2)管理における基準⑤リスク分担	光熱水費のうちガス、電気に係るものについては別紙1とありますが、加算した単価を超える部分の使用料金は市と指定管理者で折半とありますが、単価については、指定管理者でコントロールが出来ない事象であるため、市で負担していただくことは検討していただけないでしょうか。	リスク分担として、施設の特異性を鑑み火葬件数の増加に対応した使用量の超過分は市が負担するとしています。単価については調達適正化やコストマネジメント等の観点から、市と指定管理者との折半としています。
3	募集要項5P 8施設の管理運営(2)管理における基準⑤リスク分担	運営リスクにおいて、維持管理上の保守点検を実施した場合に発見された機器の故障、不備、劣化等の整備・修理に関する費用の負担は、市の負担との認識でよろしいでしょうか。	維持管理上の保守点検を実施した際に発見された機器の故障、不備、劣化等の整備・修理に関する費用負担について、1件あたりの修繕費用は、50万円を目途に、指定管理者の費用にて行ってください。1件50万円以上の費用が必要となる場合においては、協議の上、実施内容等を決定します。
4	募集要項5P 8施設の管理運営(2)管理における基準⑤リスク分担物価変動 光熱水費のうち電気ガスに係るもの	折半額の貴市ご負担分はどのような形で指定管理者に還元されるのでしょうか。	各年度末の実績値にて別紙1のとおり計算します。その結果、想定単価を上回った部分の使用料金が発生した場合、その金額を折半し指定管理者に還元します。還元時期や方法については、実績値が確定次第、計算を行い市財政部局と協議したうえで決定します。
5	募集要項5P 8施設の管理運営(2)管理における基準⑤リスク分担物価変動 光熱水費のうち電気ガスに係るもの	想定使用量と想定下限使用量はガス・電気の両方が使用量を超えた(または下回った)場合に適用されるのでしょうか。	ガス・電気の片方でも想定使用量を超えた、または想定下限使用量を下回った場合適用されます。
6	募集要項5P 8施設の管理運営(2)管理における基準⑤リスク分担物価変動 光熱水費のうち電気ガスに係るもの	年間想定使用量が上限を超え且つ想定単価が設定単価を超えた場合には貴市のご負担と貴市と指定管理者との折半は両方行われるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項6P 8施設の管理運営(注3)	「軽微な修繕については、1件50万円を目途に、指定管理者の費用と責任において計画的に実施するものとします」の50万円は、消費税及び地方消費税を含む金額との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
8	募集要項7P 9指定管理料(2)提案額の上限額	314,320千円(5年間合計)を上限とします。とありますが、算出根拠を様式4-3の区分でお示しください。お示しいただけない場合は5年度から7年度までの実績額をお示しください。	令和5年度から令和7年度までの実績額は別添「収支報告書」をご参照ください。
9	募集要項12P 16選定の方法と結果の公表[第2次審査]	「ヒアリング時の説明は事前に提出された申請書により実施すること」と記載がありますが、説明用のパワーポイントの投影などはできず、提出した資料のみを使用して説明を行うということでしょうか。パワーポイント等を使用できる場合、貴市でご準備いただける機材をお示しください。	パワーポイントなど投影は出来ませんので、ご提出いただいた申請書類にてご説明してください。
10	管理業務仕様書3P 5業務実施体制 ②従業員について	「現在の職員の継続雇用を優先する」旨の記載がありますが、現在従事している職員の人数、雇用形態、平均給与水準(または引き継ぎ予定条件)を開示していただくことは可能でしょうか。	正社員5名の雇用です。人件費については別添収支報告書にてご確認ください。雇用形態についてはお示しできません。
11	管理業務仕様書3P 2業務対象施設の概要 予想火葬件数について	予想火葬件数が約1750件/年とありますがこの件数は令和9年度から令和13年度の平均火葬件数を指すのでしょうか。	お見込みのとおり令和9年度から令和13年度の平均火葬件数を概数にしたものです。
12	管理業務仕様書3P 2業務対象施設の概要 予想火葬件数について	各年度の火葬件数はどれくらいを見込まれていますでしょうか。	令和7年度の火葬件数実績1,642件(動物火葬含む)に、毎年大阪府死亡率増加率の平均値3.1%を加算したもの(小数点以下切捨て)を予測値としています。
13	管理業務仕様書3P 3指定管理者の業務内容 (2)斎場の施設の使用許可に関する業務	24時間365日対応の予約システム導入(現行データの移行含む)が義務付けられています。このシステム開発・移行・運用費用は指定管理料に含めて積算すべきでしょうか。また、現行システムの仕様や利用実績データを事前に確認することは可能でしょうか。	予約システムについては現行のものを引き続き使用可能です。もし予約システムを変更する場合は指定管理料に含めて積算してください。
14	管理業務仕様書4P 3指定管理者の業務内容 ②火葬運営業務 ア人体の火葬について	火葬一件あたりの受け入れからお見送りまでの平均的なタイムスケジュールの目安を、受け入れ、お別れ、火葬、収骨等の区分ごとにお示しください。	おおよそではありますが、現状受入5分、お別れ10分、火葬120分(冷却、整骨含む)、収骨15分程です。
15	管理業務仕様書5P 3指定管理者の業務内容 (2)受付対応業務(夜間の受付対応業務を含む)	「予約システムを導入し…現行予約システムの登録業者データを移行する」とありますが、現行予約システムは新指定管理者が新規に構築・調達する必要があるという理解でよいでしょうか。現行システムの継続利用が可能な場合は、その条件・費用(構築費・月額利用料等)についてもご教示ください。	予約システムについては現行のものを引き続き使用可能です。その費用については別添「収支報告書」をご参照ください。もし予約システムを変更する場合は指定管理料に含めて積算してください。
16	管理業務仕様書5P 3指定管理者の業務内容 (2)受付対応業務(夜間の受付対応業務を含む)	前項回答において現行システムの継続利用が困難な場合、現行システムの導入費用(システム構築等にかかった費用)は指定管理料から支出されたものではなくったのでしょうか。 指定管理料から支出されて導入したシステムであった場合、所有権がどこに帰属するものなのかをお示しください。	上記のとおりです。
17	管理業務仕様書5P 3指定管理者の業務内容 (2)受付対応業務(夜間の受付対応業務を含む)	前項および前々項において、仮に現行予約システムの所有権は現在の指定管理者に帰属し、そのシステムを次期指定管理者は継続利用できないという場合、現在の指定管理者は今回公募ではその費用計上が必要なく、新規参入を希望する事業者のみが負担することとなることについて、審査基準「管理経費の縮減」に影響すると思われるが、競争の公平性の観点から市がどのように考えられているのかをお示しください。	上記のとおりです。
18	管理業務仕様書5P 5業務実施体制について	施設開場時間において、建物及び施設保守管理業務、清掃及び衛生管理業務、警備業務に各々、常駐する従業員は必要でしょうか。または運営側の職員が兼務することは可能でしょうか。	建物及び施設保守管理業務、清掃及び衛生管理業務、警備業務それぞれに常駐する従業員を配置する必要はありません。兼務でも可能です。各業務について、再委託することも認められます。

19	管理業務仕様書6P 3 指定管理者の業務内容 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務	維持修繕費について、過去5ヶ年における指定管理者が実施した修繕の内容及び費用をお示しください。	令和3年度 制御室空調機修繕 ¥55,000- 令和4年度 受水槽配管修繕 ¥335,500- 警報盤ユニット交換 ¥71,500- 火葬炉6号炉前室パーツ交換 ¥60,500- 令和5年度 出入口門扉カメラ等ITV設備修繕 ¥88,000- 加圧給水ポンプユニット部品交換 ¥495,000- 警報盤個別移報ユニット修繕 ¥80,300- 制御室空調機修繕 ¥56,100- 二次受水槽電磁弁交換 ¥119,900- 令和6年度 ITV設備劣化部品交換 ¥56,925- インカム部品交換 ¥36,960- 自動扉装置部品交換 ¥128,700- 令和7年度 制御室空調機修繕 ¥55,000- 一次受水槽定水位弁交換 ¥319,000- 永蓄熱タンク修繕 ¥97,900- 二次受水槽圧力タンク交換 ¥99,000- 帳票内容変更 ¥17,600- 差動式スポット型感知器交換 ¥13,200- インカム部品交換 ¥23,840-
20	管理業務仕様書8P 5 業務実施体制 (2) 人員体制に関すること	現在の雇用人数および1日の配置人数の目安をお示しください。	雇用人数は5名、当日の火葬件数に応じ、3名～5名で出勤人数を調整しております。
21	管理業務仕様書8P 5 業務実施体制 (2) 人員体制に関すること	火葬業務を滞りなく行うために、電気・機械等に知識を有した者を配置することありますが、市が必要と考えている有資格者があればお示しください。また、市が指定しない場合、現在配置されている人員の保有資格をお示しください。	施設管理において、防火管理者および危険物取扱者乙種4類の資格を有する者の配置が必須ですが、その他火葬業務やそれに付随した実務経験・知識を有した者を配置することが望ましいと考えます。
22	施設設備維持管理業務特記仕様書	前回公募時の特記仕様書の4Pの14.エネルギーの使用の合理化等に関する法律に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の規定に基づき、施設維持保全状況を3年に1度定期報告すること」という記載がありましたが、今回の特記仕様書では見受けられません。本件施設における同法に基づく定期報告義務の有無、及び指定管理者に求められる対応の範囲についてご教示ください。	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」は廃止となりましたので削除しております。ですので同法に基づく定期報告は必要ありません。
23	施設設備維持管理業務特記仕様書 1P 2 火葬炉設備維持管理業務	特記仕様書に「市が認めた火葬炉メーカーによる定期点検を毎年実施」とあります。メーカー(指定ノ推奨ベンダー)の名称および過去の年間の定期点検・メンテナンス費用実績をご教示頂けますでしょうか。	富士建設工業株式会社 様です。過去の点検費用等については別添「収支報告書」をご参照ください。
24	施設設備維持管理業務特記仕様書 1P 2 火葬炉設備維持管理業務	炉台車耐火材の補修等、各種設備の修繕について、1件あたりの修繕費用における、指定管理者負担の上限額の基準(修繕区分)は設定されていますでしょうか	1件あたりの修繕費用については、50万円を目途に、指定管理者の費用にて行ってください。1件50万円以上の費用が必要となる場合においては、協議の上、実施内容等を決定します。
25	施設設備維持管理業務特記仕様書 1P 2 火葬炉設備維持管理業務	火葬炉設備の定期点検については、市が認めた火葬炉メーカーによる点検を実施することありますが、火葬炉メーカーが指定管理者として応募される場合に競合会社となる場合があります。その場合の保守価格についての公平性の確保はどのように行っていたのでしょうか。	当該火葬炉メーカーに、全応募者に対し同額の見積額を提示するよう指示を行います。ただし、減額根拠を示した上であれば当該見積額よりも少額での提案も可能とします。
26	施設設備維持管理業務特記仕様書 2P 5 自動扉保守管理業務	メーカー名および現行の保守点検記録を開示ください。	ナブコドア株式会社です。保守点検記録は別添「各設備作業報告書等」のとおりです。
27	施設設備維持管理業務特記仕様書 2P 6 空調・換気機器設備保守点検業務	空調機器のメーカー名および現行の保守点検記録を開示ください。	別添「空調機器リスト」をご参照ください。保守点検記録は別添のとおりです。
28	施設設備維持管理業務特記仕様書 2P 2 火葬炉設備維持管理業務 (2)	点検頻度および点検結果報告書の写しまたは点検項目をお示しください。	毎朝その日に使用する炉の着火テストを実施し、運転に問題ないかチェックしています。また年に2回火葬炉メーカーによる定期点検を実施し、その他あくまで目安ですが、斎場職員にて月1～4回程度炉内、前室点検清掃、主燃烧炉窓ガラス清掃、収骨用台車清掃などを行っています。
29	施設設備維持管理業務特記仕様書 2P 2 火葬炉設備維持管理業務 (2)	「定期点検については市が認めた火葬炉メーカーによる定期点検を毎年実施し、必要な場合には修繕等を行うこと。」とあります。火葬炉メーカーを指定するのであれば、応募者間の公平性を確保するため、定期点検に係る見積額(委託予定額)を質問回答において開示してください。	当該火葬炉メーカーに、全応募者に対し同額の見積額を提示するよう指示を行います。ただし、減額根拠を示した上であれば当該見積額よりも少額での提案も可能とします。
30	施設設備維持管理業務特記仕様書 3P 7 機械・電気・衛生設備 保守点検 管理業務	融雪設備のメーカー名および現行の保守点検記録を開示ください。	施工業者は株式会社奥村組になります。融雪設備は制御盤にてスイッチの制御を行い、雨水タンクから雨水ポンプにて消雪ノズルへ水を送り出す仕組みです。保守点検記録は別添「各設備作業報告書等」のとおりです。
31	施設設備維持管理業務特記仕様書 3P 7 機械・電気・衛生設備 保守点検 管理業務	監視カメラのメーカー名および現行の保守点検記録を開示ください。	JVCケンウッド株式会社です。保守点検記録は別添「各設備作業報告書等」のとおりです。
32	施設設備維持管理業務特記仕様書 3P 7 機械・電気・衛生設備 保守点検 管理業務	電気温水器のメーカー名および現行の保守点検記録を開示ください。	TOTO株式会社です。保守点検記録は別添「各設備作業報告書等」のとおりです。電気温水器は衛生器具に含まれます。
33	施設設備維持管理業務特記仕様書 3P 8 太陽光発電設備保守点検業務	メーカー名および現行の保守点検記録を開示ください。	モジュールは京セラ株式会社、パワーコンディショナは株式会社GSユアサです。保守点検記録は別添「各設備作業報告書等」のとおりです。
34	施設設備維持管理業務特記仕様書 3P 9 浄化槽保守点検業務	メーカー名および現行の保守点検記録を開示ください。	フジクリーン工業株式会社です。保守点検記録は別添「各設備作業報告書等」のとおりです。
35	施設設備維持管理業務特記仕様書 3P 11 消防用設備定期点検業務	点検報告書を開示ください。	別添「各設備作業報告書等」のとおりです。
36	施設設備維持管理業務特記仕様書 4P 13 建築物環境衛生管理業務	受水槽清掃について、水槽の容量、数量をお示し下さい。	1次受水槽1.6㎡、2次受水槽8㎡です。
37	施設設備維持管理業務特記仕様書 4P 13 建築物環境衛生管理業務	雨水槽及び防火水槽の容量、数量をお示し下さい。	雨水槽約19㎡、防火水槽49㎡です。

38	施設設備維持管理業務特記仕様書 4P 13 建築物環境衛生管理業務	当該施設は法律上の建築物環境衛生管理基準を満たす建物に該当しません。(1)に建築物環境衛生管理技術者を専任とありますが、専任の必要はありますか。その場合の役所へ届出した場合受理していただけるのでしょうか。	当該施設は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物には該当ませんが、多数の者が使用・利用されかつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要な施設と考えられますので、同法第4条第3項に基づき、建築物環境衛生管理基準に従って当該施設の維持管理をする必要があります。また建築物環境衛生管理技術者を選任いただけますが、専任である必要はありません。
39	施設設備維持管理業務特記仕様書 5P 17 警備業務	(4) 機械警備にあたっては、施設への侵入を感知する機能を備えた機器を設置について、機器は新たに設置する積算で宜しいでしょうか。また、現状の機器の継続利用は可能でしょうか。その場合の警備会社等をご教示ください。	現状の機器の継続利用は不可として積算してください。ただし、機械警備における機器の設置費用の負担方法は、さまざまなケースがあるため、参考見積を徴取するなどし機器負担について確認を行うなど適切に積算してください。
40	様式4-3 収支計画書	光熱水費について、過去5ヶ年における光熱水費の実績を電気・ガス・上下水道・燃料ごとにお示しください。	別添「収支報告書」をご参照ください。
41	様式4-3 収支計画書	現在の人件費について、人件費の総額をお示しください。	別添「収支報告書」をご参照ください。
42	様式4-3 収支計画書	業務費の消耗品費について、その内訳と過去5か年における費用実績を項目別にお示しください。	消耗品は主に、塵砂、防塵マスク、手袋などの火葬用消耗品、玄関マットやモップ、消毒液等の衛生用品、コピー用紙、トナー、ファイルなどの事務用品などが該当します。年度別の金額については、別添「収支報告書」をご参照ください。
43	様式4-3 収支計画書	業務費の印刷製本費について、その内訳と過去5か年における費用実績を項目別にお示しください。	印刷製本費は主に、使用案内パンフレット(緑色)、受付用領収書等帳票、封筒などが該当します。年度別の金額については、別添「収支報告書」をご参照ください。
44	様式4-3 収支計画書	業務費の通信運搬費について、その内訳と過去5か年における費用実績を項目別にお示しください。	通信運搬費は主にインターネット回線使用料、電話代が該当します。年度別の金額については、別添「収支報告書」をご参照ください。
45	様式4-3 収支計画書	業務費の浄化槽手数料とテレビ受信料について、過去5か年における費用実績をそれぞれお示しください。	別添「収支報告書」をご参照ください。
46	様式4-3 収支計画書	その他の欄における原材料費とは何を指すのかご教示願います。	原材料費での執行実績はございませんので、他の費目に修正いただいて構いません。
47	様式4-3 収支計画書	その他について、過去5か年における費用実績を項目別にお示しください。	別添「収支報告書」をご参照ください。
48	申請様式集(様式4-3 収支計画書を除く。) 様式第3号	「A4用紙3枚(片面に限る)以内」の制限の適用範囲をご教示ください。「(1)同種施設の管理運営実績件数」と「(2)施設の管理運営に必要な能力、ノウハウ等あれば記述してください。」を合わせて3枚以内とするのでしょうか。それとも「(1)同種施設の管理運営実績件数」は枚数制限がなく、3枚以内の制限は「(2)施設の管理運営に必要な能力、ノウハウ等あれば記述してください。」のみに適用されるのか、いずれの理解が正しいのでしょうか。	「(1)同種施設の管理運営実績件数」に枚数制限はありません。「(2)施設の管理運営に必要な能力、ノウハウ等あれば記述してください。」については、A4用紙3枚(片面に限る)以内にまとめてください。